

ファミリーホーム のぞみ 平成31年度事業計画

1. ホームの概要

①施設種別 ファミリーホーム

②所在地 〒739-0605

広島県大竹市立戸1丁目9-8

③定員 6名

④職員構成

(1) ホーム長(ケアワーカー兼務) 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般

を掌理する。

2. ケアワーカー 2名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

虐待など不適切な環境の中で養育されてきたことを配慮し、入居してくる子どもたちが家庭的で安全に暮らせるよう環境を整備し、長期的な受容と共感を基として安心できる愛着関係作りに努める。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの発達課題に気づき、その子どもの課題や目標に合ったかかわり方を心掛け、きめ細かなケアへと繋げる。また、子どもの自立支援計画を策定し、それに基づく生活支援、学習支援等により、子ども一人一人に対し、最善の支援を行うよう努める。

②学習支援

学習環境を整え、学力等に応じた学習支援を行う。不適切な学習環境にいた子どもがいることを考え、その学力に応じて学習の機会を設け、よりよい自己実現に向けた学習意欲を引き出すようにする。子どもが夢を持てるよう子どもの学ぶ権利を保証する。

③家族

児童相談所や家族の所在する市町村と連携し、子どもと家庭との関係調整を図り、子どもと保護者の関係が切れないように配慮する。家族関係の継続が可能な保護者との連絡を定期的に行い、面会、外出、一時帰宅等できるよう児童相談所と協議を行いながら、家族間調整も行う。

4. アフターケア

自立退居した子どもについては子どもが安定した社会生活を送れるよう計画的、組織的に支援に取り組む。退居後、何年経っても相談できることを伝え、個人的なやり取りも含めて、何気ないやり取りから関係を切れないようにする。必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームや社会的養護自立支援事業につなげて支

援を行う。

家庭復帰をした子どもについては子どもが安定した生活を送ることができるよう児童相談所と連携を図りながら、家庭復帰後の支援を行う。

5. 生活支援

①衣類

衣類は清潔で身体に合い、季節に合ったものを提供する。子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。気候、生活場面、汚れ等に応じた選択、着替えや衣類の管理、保管等衣習慣の習得を支援する。また、発達段階や好みに合わせて、四季を通じ、子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

②食生活

食事は団欒の場であり、美味しく楽しみながら食事ができるように工夫する。

年齢や嗜好、健康状態等、1人1人に応じて時間や量等に配慮する。料理に合った適温で提供することを心掛け、子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を行う。ケアワーカーが子どもの目の前で調理、配膳、片付けを行うことで基礎的な調理技術を習得できるようにする。

③住環境

居室等、ホーム全体がきれいに整備されているようにする。子どもを取り巻く住環境から、そこに暮らす子どもたちが大切にされているというメッセージを感じられるようにする。軽微な修繕は早急に行うようにする。発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除の習慣が身につくように支援する。

安心、安全を感じられる場所となるよう、家庭的な環境でくつろげる環境と子ども1人1人の居場所が確保されるようにする。

6. 入居

入居については、事前に担当児童相談所と協議した上で基本的には受け入れることとする。児童相談所からの一時保護委託や大竹市のショートステイについては空きがあれば積極的に受け入れる。

7. 保健・医療

発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。低年齢児については常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事、排せつ等の状況をケアワーカーが把握する。発達段階に応じて、洗面、歯磨き、手洗い等の身だしなみ等は自分で行えるように支援する。

医療機関と連携して1人1人の子どもの心身の健康を管理すると共に、異常がある場合は適切に対応する。

8. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先する。

また、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」（山口県子どもソーシャルワーク研究会：開発）を活用し、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応をケアワーカー間で共有する。

さらに、「のぞみ会議」を必要に応じて開催し、子どもの生活における困りごとや提案

を聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合っただけ生活を作るといふ文化の醸成を図る。

9. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受ける。必要であれば救急と警察にすぐ連絡する。事故後は事故報告書を早急に作成し、必要関係機関に送付する。

10. ヒヤリハット

子どもとのかかわりでヒヤリとした出来事・反応やハッとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行うようにする。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハットとすればその都度記入していく。職員会議でその都度、声を掛け、記入漏れなどないように徹底していく。

11. 機関連携

子どもの自立支援のための取り組みとして、性教育、スマホケータイ安全教室、子どもの不法行為に対しての大竹警察署との連携、子どもの定期的な面接調整（担当児童相談所等）などを実施する。

その他、ボランティアの受け入れを積極的に行い、学習指導、調理指導、遊びの同伴など地域住民の協力を得ていく。

12. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行う。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人、保護者から同意を得た上で行う。

13. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努める。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第3者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をする。特に第3者委員の2名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第3者委員が夕食を摂ることで顔を合わせ少しでも相談しやすい関係づくりに努める。

また、担当児童相談所へ子ども自身が直接電話し苦情を言う等といった子どもと児童相談所の直接的なやりとりを、ホームとして子どもへ奨励する。

14. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加する。

ファミリーホーム全国研究大会をはじめとする日本ファミリーホーム協議会が主催する研修、中国・四国ブロックファミリーホーム研修交流会への参加を軸に職員教育を図る。

また、課題意識を向上させ、必要な知識技術を学ぶ為の外部研修への参加、自己啓発活

動を奨励する。

ケアワーカーは毎月1回「かかわりの記録」を作成する。子どものかかわりで気になった、あるいは未消化となったかかわりなどを記録し、その際の自らの行動や感情を振り返り、その内容をホーム長に提出しスーパーバイズを受けるという取り組みを行う。

15. 会議

月一回は全ケアワーカーが集まり職員会議を行う。内容は子どものケアやホーム運営全般のこととする。ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つために、のぞみ会議を必要に応じて行えるよう日程調整する。

16. 防災訓練

避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに適切に対応できるようにする。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行う。

17. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化に努める。子どもがよりよい環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞き、その都度ケアワーカー間で話し合う。必要な備品があれば、各部屋ごとに購入し、備える。

18. 住民理解

必要に応じて住民への説明会や自治会行事に参加し、ホームと地域の調和を図る。

19. 人材確保

ケアワーカーが必要な状況になれば、ハローワークや求人情報誌等に掲載する。第1面接をした後、第2面接として実践の場を与え、能力を見極めた上で人材確保をする。

20. 広報活動

現在のホームの状況を知らせる為、ホームページの充実、SNS等による情報開示と情報発信に取り組む。